

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月4日 23時12分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城湾新港地区東ふ頭 金武中城港泡瀬波除防波堤灯台から真方位071° 1,500m付近 (概位 北緯26° 19.8′ 東経127° 51.4′)
事故の概要	貨物船BRIGHT SAILINGは、離岸作業中、係留中の砂利採取運搬船第一沖翔丸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月6日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 BRIGHT SAILING（シエラレオネ共和国籍）、1,439トン 8870578（IMO番号）、DALIAN GOLDEN SAILING SHIPPING B 砂利採取運搬船 第一沖翔丸、999トン 142268、株式会社琉翔
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船尾部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約8～10m/s、視界 良好 海象：波高 1.0～1.5m
事故の経過	A船は、船長Aほか7人（中華人民共和国籍5人、ミャンマー連邦共和国籍1人、バングラデシュ人民共和国籍1人）が乗り組み、離岸作業で揚錨していた際、船首部の錨索が船首方約30mに係留していたB船船尾部の錨索に絡み、錨索に引かれて右舷船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。 B船は、船長Bほか9人が乗り組み、右舷着けで係留中、A船が衝突した。
分析	A船は、離岸作業中、船首部の錨索が係留中のB船船尾部の錨索に絡んだ状態で揚錨を続けたことから、錨索に引かれてB船に衝突したものと考えられる。 B船は、係留中、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が、離岸作業中、船首部の錨索が係留中のB船船尾部の錨索に絡んだ状態で揚錨を続けたため、錨索に引かれてB

	船に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 錨が絡んだ際は、揚錨を続けないこと。</li><li>・ 投錨する際、錨索が前後に係留している他船の錨索と絡まらないように投錨すること。</li></ul>